

求人事業主の皆様へ

# 求人票の労働時間の適正な記入をお願いします

求人票の記載に関しては、従事する業務の内容、賃金、就業時間及びその他の労働条件等を正確に明示いただいているところです。（職業安定法第5条の3「労働条件等の明示」）

**令和6年4月1日より、工作物の建設の事業、自動車運転の業務等における時間外労働の上限規制の猶予期間が終了となります**ので、求人を申し込まれる事業主の皆様へ、適正な労働時間の記入をお願いするとともに、労働関係法令の遵守をお願いします。

## 求人票「4 労働時間」欄のチェックポイント

項目	記載上の注意点
就業時間	・法定労働時間（1日8時間、1週40時間）の範囲内であること。（変形労働時間制等の場合を除く）
時間外労働の「月平均」	・1か月平均の時間外労働時間数を記載すること。 ・締結・届出を行っている36協定の月の時間外労働時間数以内であること。 ※36協定で定めることができる時間外労働の時間数は、一部の業種・業務（新技術・新商品等の研究開発など）を除き、労働基準法の上限規制により以下のとおり限度が定められています。 ①1年単位の変形労働時間制 1年320時間、1か月42時間 ⇒ <b>月平均27時間以内</b> とすること。 ②上記以外 1年360時間、1か月45時間 ⇒ <b>月平均30時間以内</b> とすること。 ※「特別条項」付き36協定を締結・届出している場合についても、時間外労働の「月平均」は上記の範囲内である必要があります。
特別な事情・期間等	・「特別条項」付き36協定を締結・届出している場合は、特別条項の内容が分かるように記載すること。 （例）「36協定における特別条項」あり 通常時より大幅に超えて受注が集中した場合、1日〇時間まで、〇回を限度として1ヶ月〇時間まで、1年〇時間までできる ※「特別条項」付き36協定を締結している場合や内容について更なる確認が必要と判断される場合は、求人申込み時に締結・届出を行っている36協定の提示が必要です。

令和6年4月1日以降、工作物の建設の事業、自動車運転の業務等についても、求人票の時間外労働の「月平均」を **30時間以内**（1年単位の変形労働時間制の場合は**27時間以内**）とする必要があるため、求人内容の確認をお願いいたします。（以下もご参照ください。）

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（令和6年4月以降）
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制が適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月（6回）までとする規制は適用されません。

医業に従事する医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、以下のURLよりご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)



求人申込の内容が法令に違反するときや労働条件等の明示がなされないときは、求人を**受理できない**ことや、求職者を**紹介できない**ことがありますのでご注意ください。

厚生労働省

大阪労働局 ハローワーク

（職業安定法第5条の6）

（R6.3）